平成２７年（フ）第１３９６号
埼玉県蕨市南町１－１－14―103、住民票上の住所埼玉県川口市弥平１丁目17―14―404
破産者　市原美紀子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２００２号
東京都小平市津田町２丁目６－４
破産者　坂口　千惠
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１２０号
東京都足立区東綾瀬３丁目13―13―102、開始決定時の住所東京都葛飾区西亀有２丁目28－８－503
破産者　田中由美子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２９０号
東京都中野区弥生町２丁目15番15号
破産者　三陽食品株式会社
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９０号
東京都足立区西新井１丁目33－３－601
破産者　村上　雄志
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７７３号
沖縄県浦添市牧港１丁目57―24、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市十間坂１丁目４－45―101
破産者　竹本　賢一
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９０５号
神奈川県綾瀬市深谷南１丁目15―24
破産者　古川　秀夫
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９１１号
神奈川県川崎市高津区明津66番地８
破産者　株式会社ジェーエスケー
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９１２号
神奈川県川崎市高津区明津66－８
破産者　若松　智也
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９４８号
東京都足立区大谷田５丁目５－１－202
破産者　金子　正美
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３００１号
東京都西東京市南町４丁目２－15―206
破産者　大上　寛士
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２２８号
東京都中野区野方２丁目３－２－201
破産者　冨永やす子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５９９号
東京都板橋区大原町14番15
破産者　美器パック株式会社
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６００号
東京都板橋区大原町14―15―505
破産者　中川聡一郎
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６４０号
東京都練馬区南大泉５丁目35―23―502
破産者　下村　時和
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８２６号
東京都葛飾区小菅１－35－１－Ａ（東京拘置所内）、住民票上の住所千葉県銚子市外川町４丁目11164
破産者　白川　　翼（旧姓境）
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８８２号
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－９－４、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２丁目13番地８　第一建設ビル別館Ｂ１
破産者　株式会社アコンプライスフードプロジェクト
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８８３号
神奈川県横浜市南区永田台41－５
破産者　牧野　利彦
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８９３号
千葉県流山市西初石２丁目21―１　リリーモンターニュＡ―104
破産者　秋葉　　亮
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８９４号
千葉県流山市西初石２丁目21―１　リリーモンターニュＡ―104
破産者　秋葉　有美
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０７８号
東京都練馬区石神井台３丁目20―９―103
破産者　記内　直子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２５０号
北海道中川郡幕別町字五位361番地の２
破産者　株式会社拓園組
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部